

○国土交通省告示第九十八号

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項第二号の規定に基づき、同項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を次のように定める。

令和三年二月二十二日
建設業法施行令第三十七条第一項第一号に掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件

建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）第三十七条第一項第一号に掲げる者と同等以上

の知識及び経験を有する者は、次のとおりとする。
一次の表の上欄に掲げる種目に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者であつて、建設業法施行令第三十六条第一項第一号、第二号若しくは第四号に該当するもの、受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上を含む五年以上の実務経験を有するもの又は次号イからまでのいずれかに該当するもの

土木施工管理

門技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）による第二次試験のうち技術部門を建設部門（上下水道部門、農業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）とす

八 受検しようとする種目について二級の第一次検定に合格した者のうち、その受検資格が建設業法施行第三十七条第二項第一号イ又は建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる

二 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者のうち、その受検資格が建設業者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件（令和二年国土交通省告示第九十九号）第一号に規定するもの（当該第二次検定を同号ルからしまでに該当するものとして受検したものに限る）であつて、その受検資格に定められている実務経験の年数に六年を加えた年数の実務経験を有し、かつ、その実務経験に指導監督の実務経験一年以上を含むもの

業法施行令第三十七条规定第一項第一号イ又は建設業法施行令第三十七条规定第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(令和二年国土交通省告示第百号)第二号に規定するもの(当該第二次検定を同号ルからしまでに該当するものとして受検したものに限る)であつて、その受検資格に定められている実務経験の年数に六年を加えた年数の実務経験を有し、かつ、その実務経験に指導監督的実務経験一年以上を含むもの受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した者のうち、その受検資格が建設

業法施行令第三十七条第二項第一号イ又は建設業法施行令第三十七条第二項第一号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(令和二年国土交通省告示第九十九号)第一号に規定するもの(当該第二次検定を同号ヘ、チ及びヌからレまでに該当するものとして受検したものに限る。)であつて、その受検資格に定められている実務経験の年数に四年を加えた年数の実務経験を有し、かつ、その実務経験に専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含むもの

三
業法施行令第三十七条第二項第二号イ又は建設業法施行令第三十七条第二項第二号イに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者を定める件(令和二年国土交通省告示第百号)第二号に規定するもの(当該第二次検定を同号ヘ、チ及びニからレまでに該当するものとして受検したものに限る)であつて、その受検資格に定められている実務経験の年数に四年を加えた年数の実務経験を有し、かつ、その実務経験に専任の主任技術者としての実務経験一年以上を含むもの
その他国土交通大臣が建設業法施行令第三十七条第一項第一号に掲げる者と同等以上の知識及

び経験を有すると認める者

附錄

この告示は、令和三年四月一日から施行する
技術士法施行規則の一部を改正する省令（平

造園施工管理

技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門と林業部門に分けて、農業森林土木と農業森林土木と林業土木とに分けて、各部門を建設部門に係るものと林業部門に係るものと限る。又は総合技術監理部門を選択科目を「林業土木」又は「森林土木」とするものに限る。又は総合技術監理部門を選択科目を「農業森林土木」とするものに限る。又は総合技術監理部門を選択科目を「農業農村工学」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。又は総合技術監理部門を選択科目を「農業土木」とするものに限る。又は総合技術監理部門を選択科目を「森林土木」とするものに限る。又は総合技術監理部門を選択科目を「農業農村工学」、「林業・林産」又は「森林土木」とするものに限る。又は総合技術監理部門を選択科目を「農業土木」とするものに限る。

イ 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した後同種目に関し建設業法(昭和二十四年法律第二百号)第二十六条第三項の規定により専任であることを要する主任技術者としての実務経験(以下「専任の主任技術者としての実務経験」という。)一年以上を含む三年以降の実務経験を有する者

口 受検しようとする種目について二級の第二次検定に合格した後同種目に関し指導監督的実務経験一年以上及び建設業法第二十六条第三項の規定により専任の者でなければならぬ監理技術者(特例監理技術者を含む。)による指導を受けた実務経験一年以上を含む三年以上の実務経験を有する者

			前の技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行
			前の第二次試験の選択科目
農業土木			技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行
			後の第二次試験の選択科目
熱工学			技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行
流体工学			後の第二次試験の選択科目
林業			技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行
			前の第二次試験の選択科目
農業農村工学			技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行
農業・林産	熱・動力エネルギー機器	流体機器	技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行